

防災豆知識

避難場所と避難所

災害時の避難先として、「避難場所」と「避難所」があります。違いを理解して、避難する施設や、そこまでの安全な道のりについて、事前に考えましょう。

避難場所 災害が差し迫っている場合など、災害から身を守るために、**緊急的に避難する場所**を指します。

避難場所は、災害の種類によって異なります。例えば洪水や津波は、想定される浸水の深さより高い建物や、浸水のおそれのない場所などで、地震や火災は、周りに倒壊や延焼するおそれのある建物がない場所などが避難場所になります。

避難所 災害で自宅が壊れたり浸水したりして、自宅で生活できない場合に、**一時的に生活を送る施設**を指します。

町の避難場所・避難所 事前に定めた避難場所を「指定緊急避難場所」、避難所を「指定避難所」と呼び、町では公共施設などを指定しています。

災害時の心得 災害時、指定緊

急避難場所や指定避難所に避難しなければならぬわけではありません。近くに安全な場所や、身を寄せることのできる親族・友人宅がある場合は、避難経路や移動手段を考え、安全に避難できる方を優先してください。

災害の種類や状況によっては、開放されない場合があります。また、避難場所として開放されなくても、安全が確認されれば避難所として開放されることもあります。

避難が必要になる前に、テレビ・町メールサービスなどから、どの避難場所・避難所が開放されているかなど、情報収集に努めてください。

ハザードマップの活用 町では「防災ガイド・ハザードマップ」を刷新しました。どのような被害が想定されているのか、必要な情報や知識は何かをご覧いただき、身を守るために、日頃から防災対策に心がけてください。

問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151

木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご活用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線 164

種類	対象	補助額
木造住宅 無料耐震 診断	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 在来軸組構法または伝統構法（枠組壁構法（ツーバイフォー等）・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く） 2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅（借家を含む） 現に人が住んでいる住宅 	無料
木造住宅 耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値1.0未満（地震で倒壊する危険性が高い）と診断された木造住宅について、判定値1.0以上に補強する耐震改修工事であること 	費用の80%の額 （上限120万円）
耐震シェルター 整備	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値0.4未満であること 申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること 	費用の2分の1の額 （上限20万円）
木造住宅 除却（解体）	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値1.0未満であること 補助金交付申請を行う前年度までに耐震診断を行っていること 	費用の3分の2の額 （上限20万円）